

《地域のちから・学校開放》

これからの学校開放事業のあり方

< 答 申 >

平成 23 年 8 月 31 日

足立区学校開放事業審議会

<目次>

はじめに	3
1 足立区の学校開放の現状と課題	4
(1) 学校開放の目的	
(2) 登録団体	
(3) 活動内容	
(4) 学校施設管理運営委員会の活動	
(5) 学校開放事業の課題	
2 事業の経費と受益者負担	1 2
(1) 学校開放事業の経費	
(2) 学校開放使用料	
(3) 区スポーツ施設の使用料	
(4) 受益者負担の考え方	
<参考資料：23区学校開放施設使用料調査>	
3 学校開放事業のあるべき姿・あるべき運営	1 7
あらたなルールづくり ~ 審議会委員による主な意見 ~	
4 審議会からの提言	2 4
その1...区民の誰もが利用できる学校施設	
その2...ルールを守り規律のある活動展開	
その3...自主・自立した学校開放事業の運営	
その4...学校・地域に向けた取り組み	
その5...学校施設利用における受益者負担	
5 提言の具体策	2 9
5つの提言に基づく具体策	
6 あらたな学校開放を目指して	3 3
(全体図)	
おわりに	3 4

< 資料 >

- ・ 足立区学校開放事業審議会設置条例 ..... 3 5
- ・ 足立区学校開放事業審議会設置条例施行規則 ..... 3 7
- ・ 足立区学校開放事業審議会委員名簿 ..... 3 9
- ・ 「足立区学校開放事業審議会」審議概要 ..... 4 0

## はじめに

足立区では、区民の生涯スポーツ・生涯学習活動の振興と地域に開かれた学校づくりの促進を図るため、「学校開放事業」を実施しています。全ての区立小・中学校施設を広く開放することにより、地域に身近な生涯スポーツ・生涯学習活動の場と機会を提供しています。

こうした中、生活環境や経済情勢、人々の価値観などの変化に伴って、学校開放をめぐる様々な課題や問題点が生じてきています。また、学校開放登録団体は、生涯スポーツ・生涯学習活動を普及・推進する団体として位置づけられ、足立区立学校施設使用条例に基づき使用料を全額免除しています。光熱水費や学校開放のために配置している人件費、各学校の消耗品などにかかる経費負担は、現在のところ求めています。

こうした状況に対応していくため、足立区では平成22年3月、「足立区の学校開放事業の現況と課題」(グリーンペーパー)を作成し、関係機関、関係団体などへの配布、区ホームページなどに掲載しました。

これに基づき、足立区の学校開放事業についての課題や問題点について審議していくため、「足立区学校開放事業審議会設置条例施行規則」を公布し、平成22年8月24日、学識経験者をはじめとする合計16名の足立区学校開放事業審議会委員が足立区教育長から委嘱されました。

その後、平成23年5月まで合計9回にわたって審議を重ね、この度、答申がまとまりました。

本答申が単に学校開放事業のシステム変更にとどまることなく、学校施設が地域の生涯スポーツ・生涯学習の拠点として活かされ、子どもや孫の代にも誇れる『明日の地域を照らす光』となる学校開放を展開していく礎になれば幸いです。

平成23年8月31日

足立区学校開放事業審議会

足立区地域のちから推進部スポーツ振興課

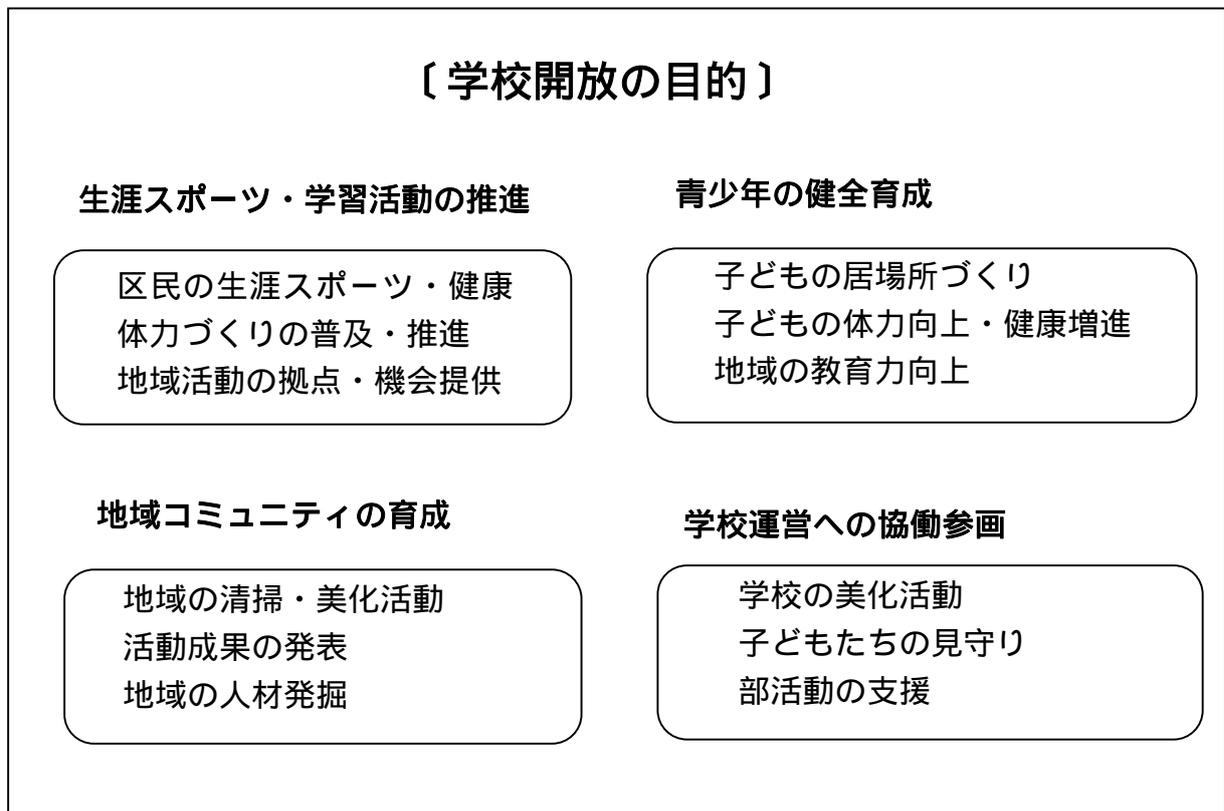
# 1 足立区の学校開放の現状と課題

学校開放事業は、学校教育法や社会教育法、スポーツ振興法などに基づく施策であり、足立区では、東京都の指定を受けて約半世紀、体育指導委員をはじめ地域団体、学校等の協力を得て、歴史のある生涯教育事業として実績を上げてきました。

平成 22 年 3 月 31 日現在、学校開放は、区内の全ての小・中学校（109 校）と廃校 1 箇所を開放し、登録団体数 1,661 団体、登録者数 61,267 人に及び、スポーツ・文化活動から町会・子ども会などのコミュニティ活動まで実に様々な団体が幅広く活動し、生涯スポーツ・生涯学習活動の推進と、地域に開かれた学校づくりの促進に大きな役割を果たしています。

## （1）学校開放の目的

学校開放の目的は、生涯スポーツ・生涯学習活動の振興・促進を図ることであり、学校教育活動に支障がない範囲において、学校施設を広く地域に開放するよう努めることとされています。



## (2) 登録団体

### 登録

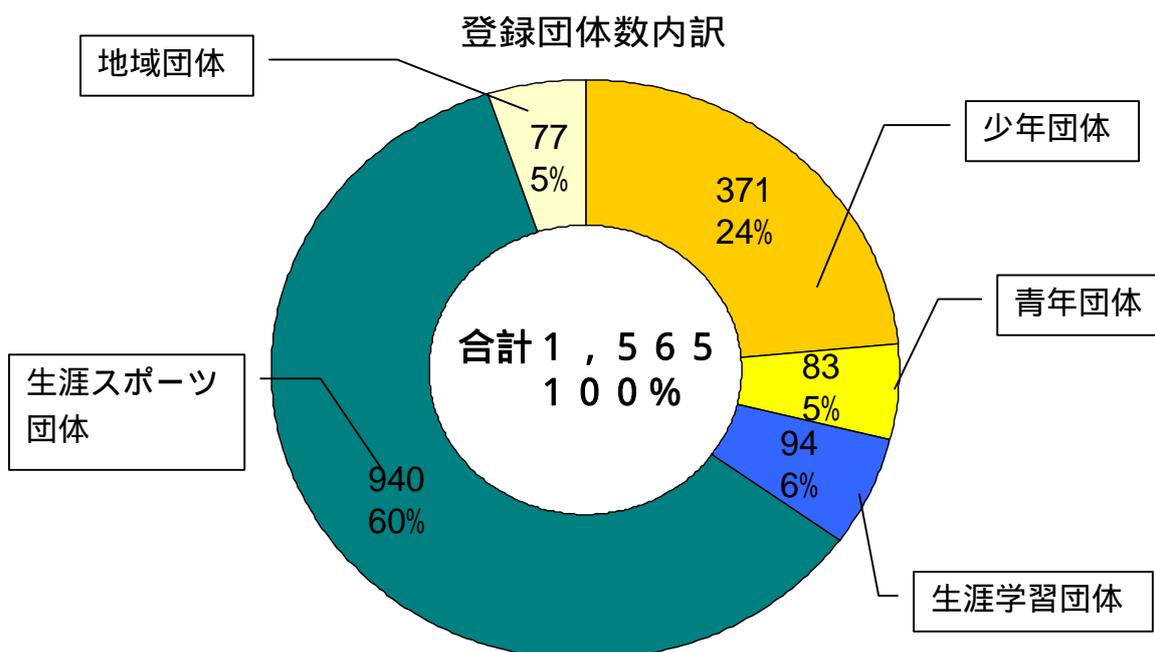
学校開放として施設を利用するためには、団体登録が必要です。また、利用形態はスポーツ活動（スポーツ活動系団体）、文化活動（文化活動系団体）、コミュニティ育成（子ども会・自治会などの地域組織）が対象となります。

登録は、原則1団体1校で、下記の条件を満たしていることが必要です。

(ア)	団体構成員 10 名以上、かつ 5 名以上が当該校の属する中学校通学区域に在住・在勤または在学していること。ただし、夜間校庭の利用は、同一ブロック内に 5 名以上が在住、在勤又はは在学していること
(イ)	20 歳以上の代表者を有すること
(ウ)	政治・宗教活動または営利事業を目的としない団体であること
(エ)	会費を徴収している団体は、会計の内容が明らかになっていること
(オ)	会則を備えた団体であること
(カ)	その他、教育委員会が認める団体

### 登録団体内訳

主たるメンバーが30歳以上の生涯スポーツ団体と生涯学習団体が全体の約3分の2を占めています。主たるメンバーが小・中学生である少年団体は全体の約4分の1になっています。



少年団体・・・主たるメンバーが小・中学生  
青年団体・・・主たるメンバーが16歳から30歳未満まで  
生涯学習団体・・・主たるメンバーが30歳以上の文化団体  
生涯スポーツ団体・・・主たるメンバーが30歳以上のスポーツ団体 \*PTAも該当  
地域団体・・・PTA・町会自治会・子ども会・総合型地域クラブ・コミュニティサークル等

### (3) 活動内容

#### 活動にあたってのルール

学校開放として施設を利用するにあたっては、様々なルールがあります。  
利用上の主なルールには以下のものがあります。

#### 【学校教育活動の優先】

児童・生徒の学校教育活動が最優先であり、授業・運動会など、学校行事がある場合は利用できません。

#### 【週1回以内の利用】

一つの団体の利用日は、原則週1回以内とします。

#### 【新規団体に協力】

一団体の独占使用はできません。新規の登録団体に対しては、活動を尊重するとともに、活動の場の確保・調整に協力していただきます。

#### 【利用の制限】

耐震補強工事などの施設整備を行う場合は、長期間にわたり利用できないことがあります。選挙の投票所になる場合も利用できません。

#### 【ルールの順守】

ルールを守らない団体、学校や運営委員会等の注意・指示に従わない団体は、利用停止または登録を抹消することがあります。

#### 活動時間・種目等

##### (ア) 活動時間

- ・平日（月曜日から金曜日まで）  
放課後から午後9時まで
- ・休日（土曜日、日曜日、祝日及び学校休業日）  
午前9時から午後9時まで

年末年始 12月29日から1月3日までを除く  
利用時間には準備・後片付けの時間も含む

#### (イ) 活動種目

以下のような種目の団体が活動しています。

項目	内容
スポーツ活動	バレーボール・バスケットボール・ビーチボールバレー・ソフトボール・野球・サッカー・空手・剣道・柔道・体操など
文化活動	合唱・吹奏楽・太鼓・書道・手芸・陶芸など
コミュニティ活動	町会・子ども会など
青少年育成団体	ボーイスカウトなど

#### (4) 学校施設管理運営委員会の活動

学校施設管理運営委員会とは

学校開放事業は、学校施設管理運営委員会によって運営されています。学校施設管理運営委員会とは、学校施設を積極的に地域開放することを目的に設置された組織で、利用団体代表者で構成され、学校も委員会のメンバーとなっています。また、平成14年度からは、小・中学校ともに体育指導委員が会長職を務めています。会長は、委員会の進行管理をはじめ学校や利用団体間の調整などを統括します。

今後の委員会運営は、利用調整に限らず、地域や児童・生徒に向けたスポーツ体験教室の開催や学校への協力・地域貢献活動などの取り組みが期待されています。

以前の委員会は、学校を中心に機能してきましたが、近年においては生涯スポーツ環境づくりを地域が主体的に展開する観点から、学校に依存しない自立した運営が求められています。

##### 【学校施設管理運営委員会】

項目	内容
委員会設置	全小・中学校に設置
開催日	2ヶ月に1回開催
運営内容	学校施設（校庭・体育館・音楽室など）の利用調整 学校からの情報提供、各団体の活動報告・情報交換 課題解決に向けた意見交換・調整 など

【会長、学校、利用団体等の主な役割】

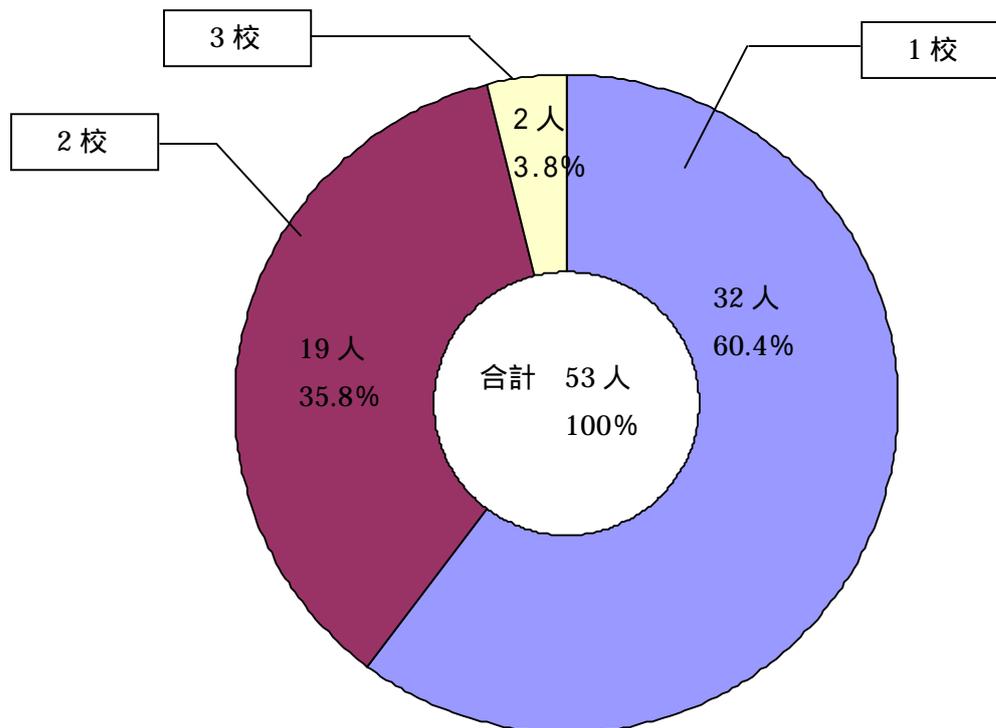
名称	役割・内容等
会 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会を代表しメンバーを招集、司会、進行を行う。</li> <li>・学校、登録団体、学校開放所管課等と密に調整する。</li> <li>・新規団体受入れを積極的に促し、公平な貸し出し調整を行う。</li> <li>・学校や地域へ貢献する委員会代表として会を統括する。</li> <li>・学校施設管理運営委員会の報告書を教育委員会に提出する。</li> </ul>
副会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長を補佐し、学校と委員会の連絡調整を行う。</li> </ul>
相談役	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて青少年委員、PTA 会長、町会・自治会役員等から選出し委員会の運営をサポートする。</li> </ul>
書 記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録を作成、報告する。</li> <li>・委員会資料の取りまとめを行う。</li> <li>・利用予定表の取りまとめを行う。また、必要に応じて学校へ報告する。</li> </ul>
学 校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理者として可能な限り開放を積極的に進める。</li> <li>・行事の案内、施設利用に関する情報の連絡を行う。</li> <li>・新規団体の受付・調整を行う。</li> <li>・魅力ある「地域の学校づくり」を目指し、各団体に対して学校行事への理解や協力を求める。</li> </ul>
団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会に必ず出席し、運営に協力する。</li> <li>・マナーやモラルの徹底、学校行事、委員会の決定事項を周知する。</li> <li>・地域に向けて活動を PR し、可能な限りメンバーを増やす。</li> <li>・学校行事に対して理解し、積極的に協力する。</li> <li>・地域の生涯スポーツ環境づくりに貢献する。</li> </ul>

アンケート調査結果から見る学校施設管理運営委員会の状況

学校開放事業審議会では、学校施設管理運営委員会会長である体育指導委員を対象に学校施設管理運営委員会の状況についてのアンケートを実施しました。

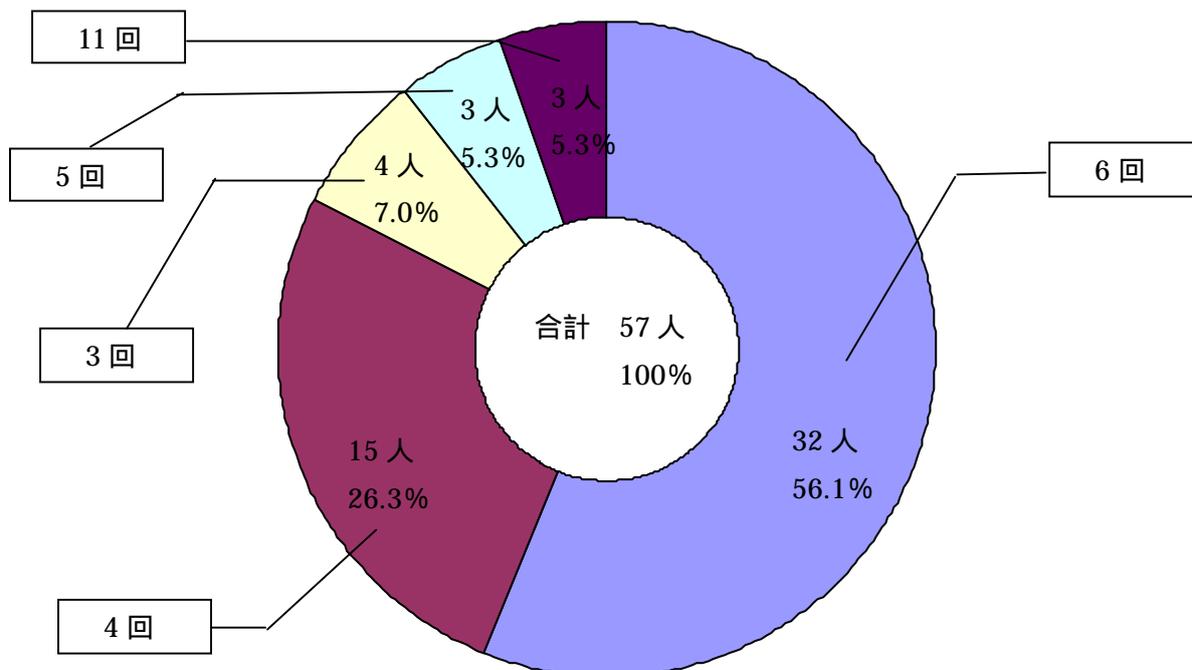
調査対象	学校施設管理運営委員会会長（体育指導委員）
調査票配付数	77 名
有効回収数	53 名
回収率	68.9%
調査期間	平成 22 年 11 月

(ア) 体育指導委員 1 人あたりの学校施設管理運営委員会担当校数



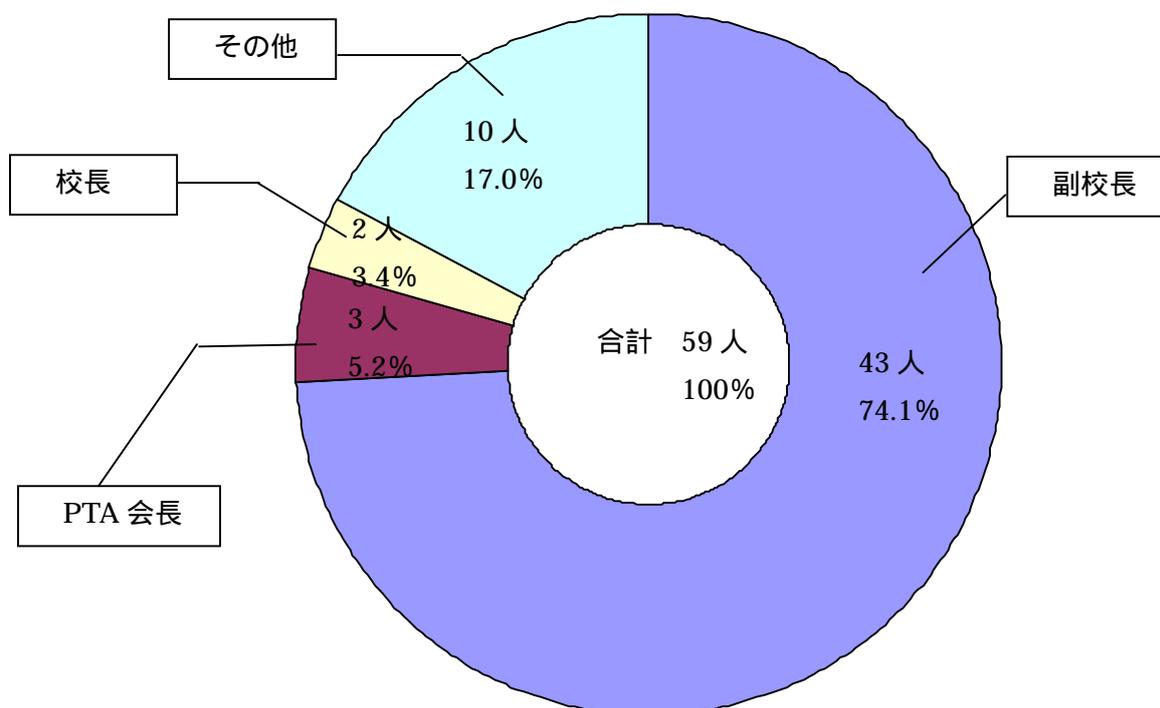
学校施設管理運営委員会会長として 1 人 1 校担当している体育指導委員が 60.4%、2 校担当している体育指導委員が 35.8%となっています。1 人 3 校担当している体育指導委員も 3.8%います。

(イ) 学校施設管理運営委員会年間開催数(担当校が複数の場合複数回答あり。)



年間の学校施設管理運営委員会開催数は、6 回(2 ヶ月に 1 回)が 56.1%、4 回(3 ヶ月に 1 回)が 26.3%と約 8 割の学校で 2 ヶ月~3 ヶ月に 1 回の開催となっています。

(ウ) 学校側参加者 (複数回答あり)



学校側の参加者は、全体の約4分の3が副校長となっています。

(エ) 学校施設管理運営委員会会長の主な意見

前任者の時から学校側の予定を伝えるだけの会議になっている。  
進め方・内容を変えたいと思うが、長年の流れがあるので雰囲気的に抵抗感がある。学校施設管理運営委員会の基本ルールを区全体で決め、それにより運営されていくべきである。

学校の参加者(主に副校長)が異動すると、対応や進め方も違って来る。  
足立区共通のルール・システムが望ましい。

学校側と体育指導委員の役割を各学校のやり方に任せるのではなく、全校統一した方が良い。

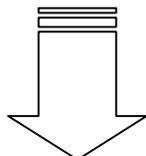
学校施設の利用については、学校側の協力は必須の条件である。  
学校開放の指針、例えば、1 団体が使用して良い日数や時間帯などに関して統一性がなく、会長として団体統制が難しい。

古くから活動している団体ほど、既得権を主張する傾向にある。

## (5) 学校開放事業の課題

学校開放事業は、学校教育活動に支障がない範囲において、地域住民に広く学校施設を開放することを目的として始まった事業です。

現在、すべての小・中学校が地域開放され、地域の生涯学習・生涯スポーツ活動に広く活用されています。



主な課題・問題	内 容
週 1 回以上、時間枠を超える利用	土日など長時間にわたる独占的な利用によって、新規の団体が入れない。
活動中の声や音	練習や試合中などの声、音に悩まされている地域住民が非常に多い。
ボールの飛び込み	家の瓦や窓ガラスが割れた、車や人に当たってしまったケースもある。
学校周辺での喫煙	校門周辺や学校敷地外での喫煙で、家の中に煙が入ってしまう。吸殻のポイ捨て。
違法駐車	車での来校禁止にもかかわらず、無許可で校内に駐車する。駐車禁止の公道にとめる。
営利を目的とした活動(事業)	高額な会費徴収、指導者(代表者)の独占的金銭管理、複数会場の利用、広範囲にわたる会員募集などの調査。
用具の不具合・備品の損傷	経年劣化による施設、備品の不具合、磨耗などによる施設改修や備品購入経費の不足。
学校開放事業の経費	毎年、億単位の経費を計上。現在の完全免除から受益者負担に向けた検討。

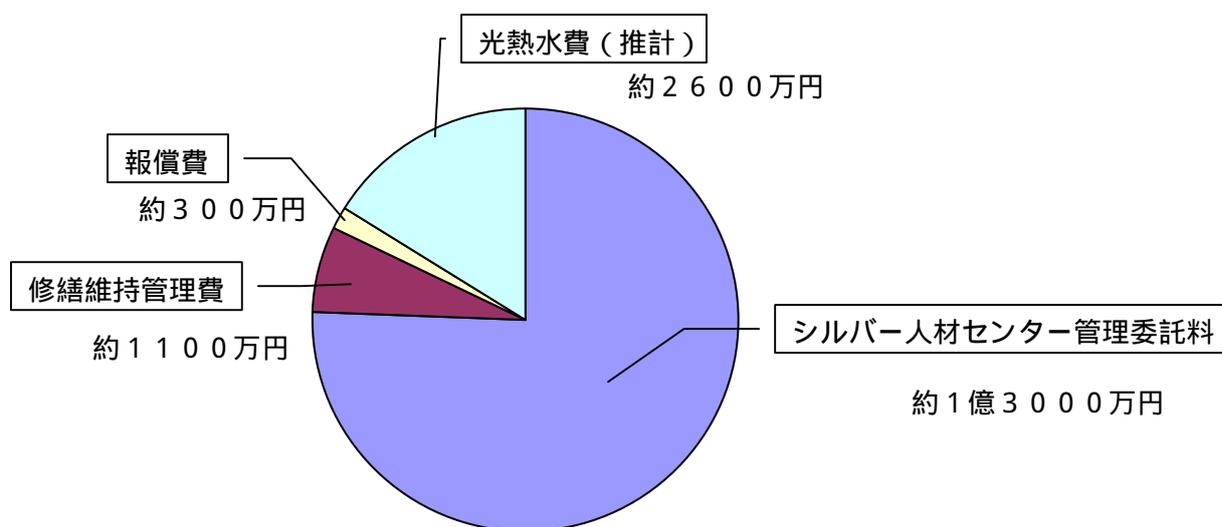
## 2 事業の経費と受益者負担

### (1) 学校開放事業の経費

学校開放事業には、現在年間約 1 億 7 千万円の経費がかかっています。その内訳は、次のとおりです。

ただし、平成 17 年度より学校開放自主管理を実施した結果、実施前の平成 16 年度と比べると、シルバー人材センター委託料は大幅に削減されています。

平成 20 年度学校開放事業経費内訳



#### シルバー人材センター管理委託料

学校開放利用時に、シルバー人材センターに委託する学校施設への管理人配置委託料です。

なお、学校施設の耐震工事や選挙の時など、必要に応じて配置した分も含んでいます。また、学校開放自主管理の導入により、委託料は大幅に削減されています。

16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
193,878 千円	184,929 千円	187,736 千円	155,158 千円	130,196 千円

#### 修繕維持管理費

学校開放利用時に使用する物品 ( バレーボール・バドミントン等各種支柱・

ネットなど)の購入や夜間照明等の各種修繕にかかる維持管理費です。

#### 報償費

学校施設の地域活用のため学校施設管理運営委員会を開催した場合などに、その実績に応じて支払われる地域活動費です。

#### 光熱水費

学校開放利用時に使用される電気・水道代などです。

## (2) 学校開放使用料

学校施設の利用が認められて利用する場合、足立区立学校施設使用条例により定められた使用料を負担していただくことが原則です。

現在、学校開放事業により登録団体が利用する場合、使用料は全額免除されています。

### 【条例で定められている使用料】

	午前	午後	夜間	全日
	9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	17:30 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00
体育館	1,300 円	1,500 円	2,300 円	4,800 円
教室	400 円	500 円	700 円	1,500 円
校庭	600 円	700 円	1,500 円	2,700 円
多目的室	1,300 円	1,500 円	2,300 円	4,800 円



### (3) 区スポーツ施設等の使用料

#### 地域体育館

区内に 10 箇所ある地域体育館を団体利用する場合、以下の利用料金を負担していただいています。(佐野・興本体育館は別料金)

#### 【地域体育館利用料】

	午前 9:00~ 12:00	午後 1 12:30~ 15:00	午後 2 15:30~ 18:00	夜間 18:30~ 21:00	全日 9:00~ 21:00
全面	2,500 円	3,200 円	3,200 円	3,800 円	11,300 円
半面	1,250 円	1,600 円	1,600 円	1,900 円	5,650 円

#### 地域学習センター

地域学習センター内の学習室を団体利用する場合、以下の利用料金を負担していただいています。

#### 【地域学習センター学習室利用料】例：梅田地域学習センター

	午前 9:00~ 12:30	午後 13:00~ 17:30	夜間 17:30~ 21:30	全日 9:00~ 21:30
第 1 学習室	2,300 円	2,900 円	3,600 円	8,000 円
第 2 学習室	1,700 円	2,200 円	2,700 円	6,000 円
第 3 学習室	1,200 円	1,500 円	1,800 円	4,000 円
第 4 学習室	1,200 円	1,500 円	1,800 円	4,000 円
第 3・4 学習室	1,700 円	2,200 円	2,700 円	6,000 円

#### 野球場

野球場の団体利用料は以下のとおりです。

上沼田東公園 保木間公園 谷中公園 平野運動場	1 面 2 時間以内 1,300 円 ナイター照明 1 時間 1,600 円
その他	1 面 2 時間以内 1,100 円

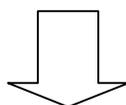
## (4) 受益者負担の考え方

### 【受益者負担の原則】

区の施設を利用する場合、施設利用の目的によって異なりますが、文化・スポーツ施設などは一定の使用料を負担していただいています。受益者負担の原則とは、『特定のサービスを受ける受益者に対し、受益に応じた負担を求める』ことで公平性を確保する考え方です。施設の使用にあたり、施設の管理運営に要する経費などの負担を求めない場合は、その経費は税金で賄うこととなります。利用しない人を含めた区民全体で負担することになり、利用する人と利用しない人との公平性が担保されないこととなります。

### 【現状】

登録団体は、生涯スポーツ・生涯学習活動を普及・推進する団体として位置づけられ、足立区立学校施設使用条例に基づき使用料を全額免除しています。学校施設を利用する特定のサービスを受けていますが、光熱水費や管理、サービスなどにかかる経費負担は求められていません。一方、文化・スポーツ活動の場として、地域体育館や野球場、地域学習センターを利用する場合は、使用料を負担していただいています。



### 【今後】

少子高齢化をはじめ社会環境や経済情勢などが変化している中、次世代を担う子どもたちの教育環境を整備することが急務となっています。足立区といたしましては、受益者負担の原則、教育環境の整備などの観点から、学校開放登録団体の利用についても、利用者の受益に応じた負担のあり方について、改めて検討していく必要があると考えています。

< 参考資料：23 区学校開放施設使用料調査 >

H20.11 現在

23 区のうち、14 区が有料化を実施しており、その内 12 区が減額した使用料を徴収しています。また、2 区は照明料金のみを徴収しています。

区分	区市町村	料金設定	減免		徴収方法		還付
			規定	減額率	時期	方法	
東京都 区部	足立			10 割	前納	銀行	
	千代田			5 割	前納	現金	
	中央			7 割	前納	窓口	
	港			10 割	前納	窓口	
	新宿			* 10 割	前納	窓口	
	文京			5 割	前納	銀行	
	台東			5 割	前納	銀行	
	墨田			3 割	前納	銀行	
	江東			10 割	前納	窓口	
	品川			5 ~ 10 割	前納	銀行	
	目黒			10 割	前納	窓口	
	大田			5 ~ 10 割	前納	銀行	
	世田谷			0 割	後納	現金・口座	
	渋谷			10 割	前納	窓口	
	中野			0 割	前納	窓口	
	杉並			* 10 割	前納	銀行	
	豊島			5 ~ 7.5 割	前納	銀行	
	北			5 割	前納	銀行・現金	
	荒川			10 割	前納	納付書発行	
	板橋			10 割	前納	窓口	
練馬			5 割	前納	窓口		
葛飾			5 ~ 10 割	前納	利用券		
江戸川			5 ~ 10 割	前納・後納	銀行		
近隣 市部 (参考)	草加	×	×				×
	八潮	×	×				×
	川口	×	×				×
	鳩ヶ谷		×	0 割	前納	窓口	

有料区市網掛け

\* は照明料金のみ

担当課窓口網掛け

北区は学校でも可

### 3 学校開放事業のあるべき姿・あるべき運営

審議会では、これからの時代にふさわしい学校開放事業に改善していくため、学校管理運営委員会による自主・自立した事業運営、地域や学校に貢献できる活動を目指していくことをテーマに審議してきました。

また、現在は免除されている学校施設の使用料を見直し、実情に合った貸し出し方法や受益者負担についても意見交換をしました。

以下、「学校開放事業のあるべき姿・あるべき運営」について各委員から出された主な意見です。

#### あらたなルールづくり

～ 審議会委員による主な意見～

#### 区民のだれもが利用できる学校施設

【テーマ】...学校施設の利用

- ・ スポーツの楽しみ方や参加の仕方、ライフスタイルなどが変化してきた中で、学校施設の活用方法を見直し、新たなルールづくりが必要である。
- ・ 離れた学校間においても、同じ種目で合同活動を実践すれば利用枠の拡大につながる。(活動エリアの拡大、ブロック化)
- ・ 利用時間枠が決められているが守られていない。多くの団体が利用するためには、可能な限り利用枠を多く設定する必要がある。(2時間単位くらい)
- ・ 学年ごとに分けて活動する場合、「一団体・一学校・一枠」は厳しいが、一団体が多くの枠を占有しないように調整する必要がある。
- ・ メンバー構成員の人数で許可する回数を決めることも一つの案である。
- ・ 大きい団体は、学年別利用など複数利用、半日や全日の利用を許可する柔軟な対応が必要である。団体が入っていない場合は、複数回の使用を認め、新規団体があった場合は、譲るルールが必要である。
- ・ 学校施設の利用にあたっては、放課後子ども教室が優先される。『同じ子どもたちのための活動なのに...』という登録団体の声も聞く。
- ・ 総合型地域スポーツクラブは、公益的な性格を持つ団体である。総合型地域スポーツクラブの活動が優先されるべきである。
- ・ 学校や地域に縁がない団体が増えてきた場合、連携や伝達、学校や地域への貢献活動は難しくなる。地域の利用者を中心に開放すべきである。
- ・ 空いている枠は、横のつながりで情報提供をすることが大事である。

### 【テーマ】…登録要件

- 登録有効期限の4年間は長い。団体構成も変化していくので2年間とし、毎年チェックしていくシステムがよい。
- 登録の際、学校長の印（許可）と学校施設管理運営委員会会長印も合わせて必要である。
- 登録時は、学区域内、在住在勤のチェックが必要であるが、在勤チェックは難しい。
- 登録の傾向として、交通の便が悪い学校は近隣住民による構成、駅近くの学校は他の地域、区外からの利用者が多い。登録要件を区内在住在勤に緩和した場合、駅に近い学校は混乱する。
- 登録要件として中学校区在住在勤を半数以上とすれば、色々な地域のメンバーで構成された団体は継続できなくなる。中学校区からブロックによる広域的な管理にすれば、利用する側、管理側もメリットがある。
- 団体登録の「審査」では、活動内容に応じてきちんとした理由があれば、在住在勤にこだわらず登録を認めるべきである。
- 登録要件に、在住、在勤を分けて確認すべき。
- 貸し出しの要件の人数制限は確認ができない。（例：5人以上）人数制限も、実効性がなければ条文として意味がない。
- 社会人の団体の中では、チームのメンバーを集めるなど、区外の利用者が多くなる傾向にある。
- 学校のOBなどは、転勤や引越などで区外になることが多い。氏名や住所とともに、卒業年度などの確認が必要である。
- 少年団体の中には、人数が揃わないなどで区内中から集まってくる。少年団体には、厳しい制限はしないで良い。例えば、登録要件に満たない場合は、一年間の猶予を設けるなど柔軟に対応するべきである。
- PTA 活動でも、年に1回など、季節的な活動は登録していない。月1回など定期的に使用する活動については、登録してもらう必要がある。

### ルールを守り規律のある活動

#### 【テーマ】…利用マナー

- 利用マナーに関する苦情（声や音、喫煙、違法駐車など）が増えてきた。直接学校に苦情が入ることも多くなってきた。ルール順守が徹底されて、はじめて学校開放事業が成り立つ。
- 長年の活動に伴い、一日中や土日、複数校の利用が目立つ。新規団体を受け

入れない、既得権化しているケースもある。

- 学校利用の優先順位は、学校行事、部活動が最優先であり、その後に青少年対策団体や子ども会、総合型地域スポーツクラブ、その後に学校開放団体である。
- 従来のスポーツ振興は、「支援」に一生懸命で「規制」は不十分であった。一部のルール違反が事業全体の批判を生み出す。違反団体にはサンクション（罰則）を区でつくる必要がある。
- 対外試合の結果次第で、利用を直前にキャンセルすることがある。空き情報を団体間で共有化すれば、調整が可能である。
- 学校施設管理運営委員会を無断欠席した場合は、その調整月は利用できないルールに統一すべきである。
- 要綱に、「報告をすること」を義務づければ、ある程度人数の確認ができる。
- 子どもの発育、発達にとって、朝から夕方までの長時間の利用は問題である。

#### 【テーマ】…営利活動

- 連盟などの組織に所属せず、独自に月 6~7 千円の会費を集めている団体もある。また、子ども対象に大規模組織で広域的に活動しているケースもある。
- 会費が直接指導者や代表者、組織に流れ、利用者や会員などに還元されていないケースは営利的活動である。学校施設の利用は、近隣住民を中心とした仲間の活動やボランティアが基本である。
- 指導員の謝礼額に基準はない。無償でいいのかという議論もある。有償ボランティアのように多少の謝礼は必要である。
- 法外な会費ではなく、多くの子どもたちの参加を考慮すると、それに見合った指導であれば評価できる。営利活動の線引きは非常に難しい。
- 指導者が集めた会費を独自管理し、生活費の糧にしたり、職業としている例は、営利的活動である。営利的な活動に対し、高額な使用料設定という考え方もある。
- 学校施設の使用に際し、金銭面についての規制は当然である。高額な会費(月 5 千円以上など)には、チェック機能が必要である。ユニホームなど、必要経費の徴収は問題ないが、特定の人への報酬は学校開放の目的から外れる。営利、非営利の何らかの線引きは必要である。
- 全国の総合型地域クラブの会費設定が平均すると月 400 円程度であるが、年 5,000 円~7,000 円が一つの目安になる。
- 各団体の会計報告は、会費額や資金の流れの確認など今後も必要である。
- 『営利活動』に関する資料として、営利のケース、事例などを区で作成し、団体や組織にきちんと知らせるべきである。

## 自主・自立した学校施設管理運営委員会の運営

### 【テーマ】…委員会の役割

- ・ 学校施設管理運営委員会（以下、委員会）は、新規の団体登録の情報として名簿構成や活動内容などを把握する必要がある。
- ・ 各学校の委員会運営の捉え方や副校長の異動などによって、各学校、委員会運営に温度差が生じている。
- ・ 委員会機能が確立されれば、大方の問題は解決できる。学校と委員会の共通理解、協力が大事である。
- ・ 委員会の開催が、2ヶ月だったり3ヶ月だったりそれぞれ違う。また、進め方も違うので、開催回数、内容を統一する必要がある。
- ・ 委員会において、子どもの見守りや学校備品の安全点検をテーマに話し合うことも必要である。
- ・ 新規団体を受け入れない雰囲気がある。また、いい加減な事業運営や登録システムでは、学校開放事業の質が低下する。
- ・ 委員会に出席しなくてもいいと思いつている団体がある。ルールに反する団体には、厳しく対処すべきである。
- ・ 利用予定表は、副校長先生が作成しているケースがほとんどであるが、今後は、委員会で作成し、状況によって苦情対応もしていくべきである。

### 【テーマ】…委員会のシステム

- ・ 委員会間による空き状況の情報共有化、情報提供により、さらなる学校施設の有効活用が期待できる。
- ・ 委員会において、他区から来た副校長のためにも総合的な学校開放事業のマニュアルが必要である。
- ・ 課題解決には、各委員会を統括する組織が必要である。
- ・ 委員会に地域が参画できるシステムを確立し活動を広げていけば、地域の理解（活動を）が得られる。
- ・ 委員会の統一ルールと、学校の実情に合わせた柔軟ルールがあつて良い。有料化に向けても同じことが言える。
- ・ 体育指導委員だけに負担はかけられない。まずは行政の協力とシステムの構築が必要である。
- ・ 登録団体の物品の保管や倉庫の使用などは、きちんとしたルールをつくり組織対応をしていく必要がある。
- ・ 登録団体に主体性を持たせるためには、委員会の会長は団体の中から選出した方が良い。

- ・ 委員会の会長は、中立の立場が必要である。学校開放の『進む道』をしっかりと勉強している人が会長になるべきである。
- ・ 団体代表者の委員会出席は、現実的に厳しい。また、代理出席、輪番制も非常に多いため情報が浸透しないことがある。代表者の役割、責任感を持たすために、『代表者規程』はあったほうが良い。

## 学校・地域に向けた取り組み

### 【テーマ】...学校・地域貢献

- ・ 学校を利用する以上、登録団体は、学校や地域への協力を考えるべきである。
- ・ 運動会や文化祭のように、学校開放活動も地域に PRすることで、理解につながっていく。
- ・ 部活動協力などの希望について、学校(中学校)から聞く機会が必要である。
- ・ 登録団体は、学校の清掃活動や消耗品の自主購入、子どもたちに向けた教育など、実践的な行動が目標となる。また、保護者や地域住民とともに、地域行事への協力や安全・防犯対策も意識しておくべきである。
- ・ 運動会の自転車整理など、具体的な貢献活動について話し合うことができる委員会にしていくべき。そのためには、委員会上部組織をつくり、統一ルールを指導徹底していくことが重要である。そうすることで、他区の利用者も減少していく。
- ・ 総合型地域スポーツクラブの中には、放課後子ども教室を含めたメニューを実施しているクラブもある。学校開放の活動も、放課後子ども教室と一緒にできることにチャレンジしていくことが必要である。
- ・ 登録団体からは、指導者を呼びレベルアップしたい、体育協会で指導者を紹介してもらいたい、という意見が聞かれる。
- ・ 委員会による学校貢献のビジョンは、あらたな学校の負担を生む。委員会の自立か、学校との協働か明確にする必要がある。
- ・ 学校開放は単に施設開放だけではなく、子どもたちを地域がどのように見守り育てていくか、という議論に及ぶ。また、学校・地域づくりに、当事業がどのように関われるのか、利用者の意識を変えていく必要がある。
- ・ 学校貢献の方向性は、文部科学省「スポーツ立国戦略」にある「新しい公共」が意図する方針である地域住民や民間の力、協働の考え方を参考にしたい。

## 学校施設利用における受益者負担

### 【テーマ】…受益者負担

- ・ 光熱水費程度は負担すべき。学校施設の使用料と実際の光熱水費の整合性を図るのは非常に難しい。
- ・ 有料化には、行政のきちんとした説明と利用者の理解が重要である。
- ・ 登録団体の活動の公益性を議論する必要がある。必然的に減免措置の考え方にもつながっていく。
- ・ 青少年健全育成や子どもの活動団体、総合型地域スポーツクラブ、障がい者団体、町会・自治会、PTAなどは、免除、減免措置を行う必要がある。
- ・ PTAでも、現役の活動からPTAのOBとしての登録がある。こうした団体は、減免対象にはならない。
- ・ 有料化にする場合、「とりあえず押さえる」が無くなり、空きが増える。
- ・ 有料化した上で学校や地域協力の「強制」は、現実的に難しい。
- ・ 学校開放において、人件費や光熱水費など税金が使われていることを理解してもらい、「子どもたちの育成に関わることは大人の義務」、という意識を持つことを説明していくことが大事である。
- ・ 有料化は使う権利が先に立ち、学校施設を乱暴に使うことが心配である。委員会による啓発活動、全委員会のレベル向上が最も重要になる。
- ・ 有料化に向けては根拠が必要である。感覚的に高い安いではなく、なぜその金額になるのか共通認識する必要がある。
- ・ 電気など細かい数値は、団体に示す必要はない。様々な経費がかかっていること、今後は相応の負担をしなければ、区財政が成り立たない説明が大事である。

### 【テーマ】…料金設定・システム

- ・ 体育館と多目的室など、施設の規模に応じた料金設定が必要である。
- ・ 使用料を払えば、4、5人の利用も許可しなければならない。ブロック制の導入や半面利用の場合の徴収も課題となる。また、学校によって簡易照明が整備されているので、この場合も徴収するべきである。
- ・ 有料化に際し、学校や団体の都合による突然のキャンセルに、どのように対応していくのが課題である。
- ・ ナイター照明料や自主管理、シルバー職員の配置などによる使用料金設定が考えられる。
- ・ 使用料の支払いには、スポーツ振興課や区民事務所、地域学習センター、銀

行振り込みなどが考えられる。それぞれ事務管理においてメリット、デメリットがある。

- ・ 利用団体が出す報告書や申請書に、回数券を貼って提出する方法が分かりやすい。委員会において、使用料を支払う方が手間がかからない。

## その他

- ・ 学校開放事業、委員会の役割、学校施設の適正な利用について、校長会などできちんと説明する必要がある。
- ・ 団体登録の仕組みが各学校によって違う。学校開放事業の管理責任の所在が不明確という見方もある。

## 4 審議会からの提言

### その1...区民の誰もが利用できる学校施設

#### < 提言 >

学校開放事業は、生涯スポーツや文化活動、青少年の健全育成などを目的に、学校の近隣にお住まいの方々が優先して利用できるシステムに改善すべきことを提言する。

特定の団体や個人が長期間、長時間にわたって独占することや営利的な活動をしてはならない。

#### 【解説】

学校開放は、学校教育や部活動に支障がないことを前提に、学校の近隣にお住まいの方、卒業生を含む地域の子どもたち、青少年の健全育成団体やPTA、総合型地域スポーツクラブなど、公益性の高い団体活動が優先されるべきです。

一方では、登録団体の中には、土・日を早朝から夕方まで一日利用しているケースや週に2回以上（空いていれば利用可）、あるいは、複数の学校を利用している団体も一部に存在しています。

さらに、学校開放の登録において近隣住民がほとんど入っていない、区外の利用者が多くを占めている、その他営利的な活動を行っているのではないか、との情報も報告されました。また、車の違法駐車や無断校内乗入れ、学校敷地内外の喫煙、ゴミや空き缶のポイ捨てなども問題になっています。

こうした現状に対しては、新たに統一したルールづくりが必要です。明らかなルール違反や営利的活動の場として学校を利用している団体に対し、一定の規制やルール違反に対する罰則も必要ではないでしょうか。

学校開放事業の目的の一つは、地域で暮らす人々の交流の場づくりです。新規団体に対しては仲間として歓迎し、利用に際しては譲り合い、すべての登録団体が協調し合いながら学校への協力や地域貢献をして、仲間の和を広げていくことが大切です。

## その2...ルールを守り規律のある活動

### < 提言 >

登録団体は、利用に際して要綱や要領の基本ルールを厳守するとともに、マナー、モラルを向上させ、学校や地域、子どもたちの模範となって活動するべきことを提言する。

近隣住民の生活を十分配慮し、必要以上の声や音、違法駐車・駐輪、喫煙などの迷惑をかけてはならない。

#### 【解説】

近年、生涯スポーツ活動がますます活発化していく中、地域の生活環境は、住宅の密集化、高齢者世帯の増加、子どもの遊び場減少など大きく変化してきました。こうした状況に合わせて、学校周辺にお住まいの方からは、学校開放の活動に伴う声や音、ボールの飛び出しに対する苦情が増加傾向にあります。

中には、声や音に伴い『休日に休むことができない』、『生活や精神的にも支障をきたしている』、『窓が開けられない』などの訴えが多くなっています。

各団体に対しては、騒音となるような声や音を出さないことの徹底をはじめ、新たなルールづくりのなかで、学校と住居の立地条件による種目制限や利用禁止日を決めるなどの措置も必要ではないでしょうか。

一方で、長年に渡り子どもたちの体力づくり、競技力の向上など、青少年の健全育成に対し大いに尽力している団体は非常に多く、足立区において欠かすことができない活動であると考えます。

今後の活動におけるポイントは、地域住民に対して迷惑をかけていないかの確認や学校や地域への貢献活動を知ってもらうこと、日々のあいさつや付き合いなどによる信頼関係の構築が何より大切ではないでしょうか。利用団体と地域住民の長年に渡るトラブルが、話し合いや日々のあいさつなどで改善されたケースが報告されています。

### その3...自主・自立した学校開放事業の運営

#### < 提言 >

学校施設管理運営委員会は、地域の方々の協力を得て運営するとともに、登録団体は、学校施設管理運営委員会の運営に参画し、自らの活動に自覚を持つとともに、自主・自立した活動を実践するべきことを提言する。

学校まかせ、他人まかせ、責任逃れがあってはならない。

#### 【解説】

学校開放事業は、登録団体を統括する学校施設管理運営委員会（以下、委員会）によって運営されています。委員会は、学校施設を積極的に地域住民に開放することを目的に設置された組織です。

現在の委員会は、2ヵ月から3ヶ月ごとに開催されており、学校施設（校庭・体育館・音楽室など）の利用調整を中心に、学校からの情報提供、登録団体の情報交換などを行っています。しかし、実施回数や頻度、進め方、利用申請方法など統一された決まりはありません。

多くの委員会は体育指導委員が会長となり、利用団体代表者、学校の3者を中心に構成されています。今後は、青少年委員やPTA関係者、さらに、町会・自治会関係者などの出席も、地域で活動を盛り上げて行くうえで必要ではないでしょうか。

また、学校開放事業は、開かれた学校づくり協議会や放課後子ども教室などと連携し、地域で子どもたちを育て見守っていくことも、目的の一つにすることを提案します。

学校開放事業は、学校周辺にお住まいの方々の理解・協力を基本に、学校や地域の関係団体、個人の方々とともに支え合い、助け合いの精神による主体的な運営が大事であると考えます。

## その4...学校・地域に向けた取り組み

### < 提言 >

**学校施設管理運営委員会と登録団体は、学校への協力や地域貢献活動を積極的に提案し実践すべきことを提言する。**

**自分たちだけの活動、利益だけを考えてはならない。**

#### 【解説】

現在の学校施設管理運営委員会は、前述のとおり学校施設の利用調整を中心に活動しています。今後の学校開放は、学校施設管理運営委員会が学校や地域に向けた貢献活動として、スポーツ教室や部活動の指導補助、学校や地域行事への協力、清掃活動などを積極的に提案し、実践していくことが期待されています。

登録団体や地域には、知識や経験をもった人材が多く存在します。こうした「地域のちから」を活かしていくことにより、学校開放事業をはじめ学校や地域がますます活性化し、活力のある地域社会づくりに発展していくのではないのでしょうか。

また、学校は「地域の財産」であり、学校開放事業は、地域ぐるみで子どもたちを守り、学校運営を盛り上げていくことが今求められているのではないのでしょうか。

一部の学校施設管理運営委員会では、委員会を中心に、団体ごとにスポーツ体験教室や部活動のサポート、学校や地域の清掃活動の実践報告があります。

年に一回でも全ての学校施設管理運営委員会がこうした事業を実践することにより、区内 109 の地域において、地域住民が主体となった最も身近な生涯スポーツ・文化活動の環境づくりが実現します。

さらには、地域が運営する総合型地域スポーツクラブや放課後こども教室などの団体と学校施設管理運営委員会が連携することにより、第2次生涯スポーツ振興計画の目標である区民の成人の運動・スポーツ実施率 50%の目標に近づいていくことを確信します。

## その5...学校施設利用における受益者負担

### < 提言 >

登録団体は、学校施設を利用する場合において、光熱水費用程度の受益者負担を提言する。

区の財政事情や教育環境づくり、また、受益者負担の考え方について理解しなければならない。

#### 【解説】

教育委員会では、「子どもたちのたくましく生き抜く力を育む」ことを基本理念とし、学力向上をはじめ「遊び・学び・体験」を通した様々な取り組みを進めており、そのための教育予算の総額は、315億3千万円（平成22年度当初予算）です。

この中で、学校開放事業にかかる光熱水費やシルバー職員（管理人）の配置などの経費は、年間約1億7千万円となっています。

一方、学校施設は、足立区立学校施設使用条例により一般利用の料金が定められていますが、生涯スポーツ・生涯学習活動を普及・推進することを目的に、学校開放登録団体の使用料は全額免除されています。

これからの学校施設の使用に際しては、近年の厳しい財政事情や社会的な受益者負担の考え方などを考慮し、地域体育館や野球場、地域学習センターなどと同様に受益者負担の原則を取り入れるべきではないでしょうか。

学校開放登録団体は、こうした実情を理解し、光熱水費程度を負担することで、子どもたちの教育環境づくりに向けて大きく貢献できるものと確信します。

なお、子どもや高齢者、障がい者、また、学校や地域などに向けた公共的な活動を行う団体に対しては、使用料の免除規程を設けることを提案します。

## 5 提言の具体策

### (1) 区民のだれもが利用できる学校施設

	内容	提案
1	要綱・要領の見直し	学校開放団体の登録要件や学校施設管理運営委員会の役割、減免規程などを見直す必要がある。事業の実情や審議に基づき要綱・要領の見直しを提案する。
2	時間区分の改善	現在は、3区分(午前・午後・夜間)各3~4時間単位の開放であったが、1団体でも多く利用できるように2時間単位の設定を提案する。
3	登録の有効期限	有効期限は4年間であるが、その間に代表者の変更や解散など多く発生している。報告せずに放置したままの団体が多いため、2年おきの一斉更新を提案する。
4	公益的活動団体の優先使用	PTAや青少年育成団体、総合型地域スポーツクラブなどの公共的な活動を目的とする団体は、優先的に学校施設の使用を認めることを提案する。
5	合同活動の奨励	少人数で体育館や校庭を使用しているケースがある。片面使用や合同練習など、施設の有効活用を積極的に進めていくことを提案する。
6	活動状況の確認	学校施設管理運営委員会、担当所管などにより、学校開放の活動状況の確認、委員会、団体、行政の情報共有を目的とし、定期的に巡回することを提案する。

## ( 2 ) ルールを守り規律のある活動

	内容	提案
1	登録要件の確認	団体の構成員が 10 人以上で、近隣に在住、在勤、在学が半数以上含まれているかのチェックを徹底する必要がある。当該校 OB は、要件に含むことを提案する。
2	委員会出席の徹底	団体代表者は、学校施設管理運営委員会に出席しなければならない。そのための団体代表者の役割に関する規程などを設置、理解を求めることを提案する。
3	独占使用の禁止	1 団体が土日などにおいて、朝から夕方まで独占的に利用している例は、事業の公共性、公平性に反する。登録は、原則 1 団体 1 校、1 区分に徹底することを提案する。
4	不正行為の対応	不正な行為、低モラルの団体に対しては、使用禁止や登録抹消など、厳しい罰則を与える必要がある。そのための罰則規定を設置することを提案する。
5	使用の制限	団体活動中の音や声などにより、明らかに近隣住民の生活に影響を及ぼすような活動は、十分な調査、確認の上、開放日や時間を制限することを提案する。
6	チェックシート	代表者に限らず監督やスタッフ、連絡責任者など、通常及び緊急時の連絡体制を確認する。また、指導員謝礼額、合同練習の可否などが分かるチェックシートを作成、活用することを提案する。

### ( 3 ) 自主・自立した学校開放事業の運営

	内容	提案
1	学校施設管理運営委員会の運営統一化	現在、委員会の開催回数や進め方、審議概要、申請方法などが統一されていない。学校施設管理運営委員会要領を見直し、全委員会共通した運営にしていくことを提案する。
2	学校施設管理運営委員会の組織構成	協力関係を築いていくために、利用団体代表者のほか、青少年委員や PTA、町会・自治会などの関係者の出席を積極的に要請していくことを提案する。
3	「学校開放総合会議」(仮称)の開催	上記の運営統一化や総合調整、事業の一元化を目的に、年に数回、各団体代表者が出席するブロック別の総合会議を開催することを提案する。
4	苦情、トラブルなどの対応	利用団体に対し、地域住民からの苦情が後を絶たない。学校施設管理運営委員会は、近隣住民の生活を第一に考え、利用団体一丸となって課題、問題を解決していくことを提案する。
5	「学校開放マニュアル」(仮称)の作成	各学校施設管理運営委員会が中心となって、この度の答申に基づく基本事項や各学校に応じたルールなどが記載されたマニュアルの作成を提案する。
6	関係団体との協力・連携	学校施設管理運営委員会は、各学校を使用する団体で構成された組織であるとともに、学校や PTA、青少年育成団体などと協力・連携する体制づくりを提案する。

#### ( 4 ) 学校・地域に向けた取り組み

	内容	提案
1	学校・地域貢献活動	学校施設管理運営委員会が中心となって、学校や地域の清掃活動や部活動、地域行事、防犯などへの協力などを積極的に提案・実践していくことを提案する。
2	放課後子ども教室との連携	全小学校において、放課後子ども教室が導入されたが、学校施設管理運営委員会と登録団体は、見守り協力や子どもたちへの実技指導など、可能な範囲で協力することを提案する。
3	答申に基づく実践PR	担当所管は、具体的な上記の取り組みについて、学校施設管理運営委員会と登録団体の実績評価を行い、関係団体、マスコミ等、内外に向けて積極的にPRすることを提案する。

#### ( 5 ) 学校施設利用における受益者負担

	内容	提案
1	光熱水費程度の負担義務	現在、登録団体は学校施設使用条例に基づき使用料を全額免除されているが、今後は、受益者負担の原則や教育環境の整備などの観点から、利用者の受益に応じた光熱水費程度の負担を提案する。
2	区民の理解・協力	受益者負担については、学校開放で使用している人件費や光熱水費、消耗品費などを示す資料を作成し、登録団体をはじめ区民全体に理解・協力を求めていくことを提案する。
3	公益団体に対する免除、減免措置	子どもや高齢者、障がい者団体、また、PTA や子ども会、総合型地域スポーツクラブなど、恒常的に公益活動を行っている団体に対しては、減免規程などを設定することを提案する。
4	支払い方法の検討	受益者負担に向けて、小・中学校 109 校、1,600 以上の団体が円滑、効率的に事務が実践できるシステムの構築に向けて検討していくことを提案する。

地域のちから

# 明日に向けた学校開放

学校・地域に向けた活動

清掃協力  
行事協力  
スポーツ体験教室 など

子どもを育てる、守る!

自立した運営

区民誰もが利用できる

受益者負担

利用ルールを守る

地域とのつながり、絆!

今の状況

使用料の全額免除

マナー・モラルの低下

利用に関する課題

活動で培った技術・知識が  
活用されていない

おわりに 明日の「学校開放」を目指して...

本答申は、登録団体の活動がさらにステップアップして、学校や地域に貢献する活動を実践し、ひとづくり、まちづくりに向けて発展していく学校開放を提案するものです。

一方、次世代を担う子どもたちの教育環境の整備は、足立区の重点課題ですが、厳しい財政事情や受益者負担のあり方について、登録団体をはじめ広く区民に理解を求めていくことも提案いたしました。

文部科学省の『スポーツ立国戦略』や議員立法『スポーツ基本法』では、新しい地域の支え合いや活性化を目指していくことが述べられています。足立区でも 1,600 の登録団体が一丸となって、地域のちからを活かしていく『知の循環型社会』、『わがまちあだち』のスポーツ環境づくりを学校開放から発信していくときではないでしょうか。

特に、子どもたちにとって学校開放は、活動を通じて体力を養い、社会規範を学び心豊かな人間性を磨く場として大いに期待できます。また、高齢者や障がい者の方々にとっては、生活圏内にある最も身近な健康体力づくり、生涯学習、地域コミュニティの場であり、さらに広く開放されるべきです。

今後の学校施設管理運営委員会は、利用のための『調整会議』から脱却し、上記のような新しい地域スポーツ環境づくりに向けて、登録団体一丸となって実践していくことが求められていると考えております。

その結果、『学校や地域にとって学校開放が必要です』『このまちに住んで良かった』という声を一人でも多くの地域にお住まいの方々や関係者から聞かれるように願っています。

各委員をはじめ関係者の皆様には審議会全 9 回、約 1 年間にわたり大変熱心にご議論をいただきありがとうございました。

最後に

東日本大震災は、審議会最終日の 3 月 11 日に突然襲ってきました。あれから 5 箇月が経過しましたが、世界でも類を見ない大事件、大事故、そして多くの人々が今も苦しめられていることを決して風化させてはなりません。

被災された多くの方々に対しまして、一日も早い復興と皆様の健康を心よりお祈り申し上げます。

足立区学校開放事業審議会  
会長 柳沢 和雄

## 足立区学校開放事業審議会設置条例

足立区学校開放事業審議会設置条例を公布する。

平成 22 年 6 月 24 日

足立区長 近藤 弥生

足立区条例第 29 号

### 足立区学校開放事業審議会設置条例

(設置)

第 1 条 足立区における学校開放事業の適正かつ効果的な運営を図るため、足立区教育委員会(以下「委員会」という。)の附属機関として、足立区学校開放事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、委員会の諮問に応じ、足立区における学校開放事業に関する基本的な施策及び具体的な運営方法について審議し、次に掲げる事項について委員会に答申する。

- (1) 学校施設の適正な使用に関すること。
- (2) 団体利用のあり方に関すること。
- (3) 利用上のルールに関すること。
- (4) その他、委員会が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員会が委嘱する委員 16 人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、1 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長 1 人及び副会長 2 人を置き、委員の互選により選出する。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

( 会議 )

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

( 委任 )

第 5 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関する事項その他必要な事項については、委員会が定める。

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。

( 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正 )

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例( 昭和 3 9 年足立区条例第 1 7 号 )の一部を次のように改正する。  
別表教育委員会の部に次のように加える。

足立区学校開放事業審議会	日額 7 , 0 0 0 円
--------------	----------------

## 足立区学校開放事業審議会設置条例施行規則

足立区学校開放事業審議会設置条例施行規則を公布する。

平成 22 年 8 月 24 日

足立区教育委員会

足立区教育委員会規則第 11 号

### 足立区学校開放事業審議会設置条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、足立区学校開放事業審議会設置条例（平成 22 年足立区条例第 29 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、足立区学校開放事業審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから、足立区教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者 4 人以内
- (2) 社会教育関係者 6 人以内
- (3) 地域活動関係者 1 人以内
- (4) 公募による区民 4 人以内
- (5) 学識経験者 1 人以内

(意見の聴取)

第 3 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第 4 条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないとした場合は、この限りでない。

(会議録)

第5条 会長は、審議会終了後、速やかに会議録を作成し、これを保管しなければならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

足立区学校開放事業審議会委員

	団体名等	委員名	備考
1	学識経験者 筑波大学教授	柳沢 和雄	会長
2	足立区体育協会 副会長	山本 二男	
3	足立区立小学校 寺地小学校校長	丸山 昌哉	
4	足立区立中学校 第四中学校校長	田本登喜雄	
5	足立区町会自治会連合会 副会長	岩城 武	
6	足立区青少年対策地区委員会 保塚地区会長	大島 重信	
7	足立区青少年委員会 副会長	下川佐智子	
8	足立区体育指導委員会 副会長	飯ヶ谷美恵	副会長
9	足立区体育指導委員会 普及部	杉本 信行	
10	足立区立小学校PTA連合会 副会長	丸山 悦男	
11	足立区立中学校PTA連合会 副会長	古田 正彦	
12	総合型地域クラブ KITクラブ21会長	平柳 茂雄	
13	学校開放登録団体（公募）	長谷川京子	
14		宮崎 計亮	
15	一般区民	鈴木良太郎	
16		高橋 久代	
	【合計】	16名	

